令和4年11月29日農林水産部畜産課

県内の養鶏場における 高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

本日(11月29日)、県内の養鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認 されました。

1 農場の概要

所 在 地:伊達市

飼養状況:肉用鶏 約17,000羽

2 経 緯

- (1) 昨日(11月28日)、当該農場から死亡鶏が増加したとの通報があり、県北家畜保健衛生所が鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ、13羽中13羽で陽性を確認しました。
- (2) 当該鶏について、中央家畜保健衛生所にて遺伝子検査を実施した結果、H5亜型の遺伝子が確認され、農林水産省と協議の結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3 今後の対応

(1) 発生農場の措置

飼養家きんの殺処分及び埋却、農場の消毒等

- (2) 周辺農場の防疫措置
 - ア 発生農場から半径3km 以内の区域を「移動制限区域」として設定し、家きん等の移動を禁 は
 - イ 発生農場から半径3km から10km 以内の区域を「搬出制限区域」として設定し、家きん等の搬出を制限
 - ウ 移動制限区域内の農場について立入検査等を実施
- (3)消毒ポイントの設置

発生農場から3km付近、10km付近に畜産関係車両を消毒するためのポイントを設置

4 その他

- (1) 我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えております。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

(お問い合わせ先)

福島県高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ 対策本部情報班 山本

電話024-521-7365 (内線3234)